

第6回日本赤十字看護学会学術集会 シンポジウム

今改めて問う 赤十字看護とは

A Re-examination of Nursing at the Japanese Red Cross

座長	古賀クミ子	KOGA Kumiko	(唐津赤十字病院)
	小林 益江	KOBAYASHI Masue	(日本赤十字九州国際看護大学)
シンポジスト	池川 清子	IKEGAWA Kiyoko	(神戸市看護大学)
	中村美知子	NAKAMURA Michiko	(山梨大学大学院)
	高島和歌子	TAKASHIMA Wakako	(熊本赤十字病院)
	浦田喜久子	URATA Kikuko	(日本赤十字社)



古賀 クミ子
KOGA Kumiko



小林 益江
KOBAYASHI Masue

古賀クミ子、小林益江

私たちは20世紀における科学技術の進歩の恩恵を受け一方、地球環境の破壊による健康上の問題をも抱えるようになってきている。これに続くこの21世紀は、人々の健康問題、自然や社会環境の問題等が、世界共通の課題になっている。このような時期に日本赤十字看護学会は6年目を迎えることになった。

現在の赤十字の看護は、明治23年に開始された看護師養成115年の歴史の上に成り立っている。この間には、幾多の戦争があり、それはとりもなおさず、多くの先輩方が苦難と苦渋のなかで培ってきた輝かしい歴史でもある。今なお、赤十字看

護が社会の信頼を得、存在を示すことができているのは、赤十字の原則である人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性をかかげる赤十字のもとにあるからだと考える。

今回のシンポジウムは、赤十字看護について問い直し、方向性を見出す為に4人のシンポジストをお迎えし、提言をいただいた。

最初にご提言いただいた池川清子氏は、新しい看護の科学への挑戦という視点で、看護学の動向を述べられた上で「赤十字看護」が伝統的に実践にあることを踏まえて、この実践を学問として高め、実践知とすることの重要性について提言された。

次に中村美知子氏は、赤十字看護教育の歴史について検討をし、歴史の中の必要なものは残し、改善すべきものは改善することで、新しい赤十字看護を創出することが重要であるとの提言をされた。

高島和歌子氏は、臨床現場の立場から現状と課題について、提言をされた。

浦田喜久子氏は、赤十字看護の歴史を踏まえた上で、管理という視点にたった赤十字と看護、赤十字看護と管理などを検証し、時代の変化を敏感に察知して変えて行くことが必要であり、すでに検討会をすすめているとの提言をされた。

次に会場の参加者から、池川清子氏、中村美知子氏、浦田喜久子氏、高島和歌子氏にたいして、意見・質問があったので、以下にフロアとの意見交換の要旨について述べる。

川島みどり氏：赤十字看護をどのように学問として位置づけて教えて行くかについて関心があり、興味深く聞いた。

特に池川先生とは、赤十字ということではなくて、根本的に学問のあり方について、ディスカッションをしたいと思う。先生は、実践的パラダイムと科学的パラダイムとを対比させて話されたが、私はその両方をあわせて推進する学問を確立することが重要であると思っている。

次に中村先生の歴史の部分について、私も戦後の歴史を背負って生きてきたという自負心をもっており、正しい歴史を受け継ぎ発展させて行かなければならないと思っている。その歩いてきた歴史の全てがよかったのではなくて、確かに時代の影響、国のあり方、封建主義のなごり、男尊女卑という家父長制とかいろいろなものを受けて、赤十字精神があると思う。

例えば、佐野常民の「看護婦訓戒」にしても先生が翻訳されると、いい言葉になるが、あの訓戒に苦しめられてきた諸先輩がたくさんいるということ、そして犠牲的な単なる献身ではなくて、犠牲を伴う奉仕であったために、どれだけの人たちが、辛い思いをしてきたかということについてもある程度受け継いで行かなければならない。よかったことはとてもよかった伝統として、特に赤十字の七原則を踏まえながら、これを発展させて行く必要があると思うが、先生のお考えを伺いたい。

次に災害救護がメインにあるが、私もそれは赤

十字のすばらしさだと思っている。浦田先生、高島先生にも関係があるが、今、憲法の問題とか、対中国、対韓国など大変きな臭い問題が出ているときに、七原則を掲げている私たちは、戦争になったら出て行くということではなく、平和という事を看護学の中で抑えて行くことが命とか人権につながっていくと思うので、グローバルな視点から赤十字精神というものをどう発展させて行くかについて時間があつたらディスカッションをしたいと思っている。

中村美知子氏：歴史をたどってよいことばかりを述べたという風に伝わったとしたら、言葉足らず、舌足らずだったと思う。と言う事は、いいものはいい、ただそれを現代に継続することが非常に難しいということ、その理解は先生と同じで、十分な議論を継続的にして行くべきだと考えている。理解が違って、いろんな考え方があってよいと思うが、それが今ほとんどなされていないのではないかというのが私の提言である。柔軟な対応とは、前のものがよかったということを単に伝承するのではなくて、現代に置き換えたらどのようにいいところを取り入れ、悪いところはどのように改善しなければならないかということ、組織としてではなく、一人一人がきちんと考え、ディスカッションをして行く必要があると言おうとしたのだが、それが十分に伝えられなかったと思う。浦田喜久子氏：私は、赤十字を理解することが等しく災害看護であるとか国際救援ではなくて、むしろ川島先生が言われたように赤十字活動の理念を理解して行くことが重要な部分であり、そのことで平和というものが広がって行くのではないかと考える。私は今それがとても重要だと思っている。テロや紛争が多発している今が、赤十字への理解を喚起するには重要な時期だと思うので、そう言ったことを学校・街角あるいは病院を本体にしてやって行く必要があると思っている。

中村先生への質問だが、確かに批判をして行かなければならないことはたくさんあると思う。それをきちっと見据えて考えて行く必要があると思っている。

研修センターの立場で、いろんな議論をすと言った中で赤十字と看護、赤十字看護と管理などを検証する作業を深めたいし、それらが重要だと思っている。

特に、管理では、今までの赤十字の管理のスタイル、いわゆる伝統的なスタイル、救護に行っていたので監督的なあり方が残っている部分がある。現代に必要な状況を踏まえて変える必要があると思うので、その辺を管理研修等で考えて行きたいと思っている。

池川清子氏：補足は時間的に無理なので、学会誌に載せることにして、参考にしていただきたい。

科学的パラダイムと実践学的パラダイムのどちらかをとるという話ではなく、看護実践そのものが両方のパラダイムの統合でないとできないことを、強調したい。科学的パラダイムで思考するのは、伝統的にかなりすすんでいると思っている。実践的パラダイムは、ほとんど学問のレベルでは論じられていないので、そここのところを強調したい。我々が行っている実践そのものを学問として高めて行く、そのことが実践知と言われていることであり、実践知を理論知にすることは全然違う。理論知と実践知は統合されなければならないという話であり、その実践知をどうとりだすかということが、今、一番ホットな話題ではないだろうか。私たちが蓄積している実践という宝物をど

のように世の中の人々に理解してもらえるか、その部分を伝えなければなかなか看護への理解を得難い。科学的に根拠だけを述べても、看護学の根拠は、医学や生理学だけではなく、実践知のなかにEBMというものがないとおかしいのではないかなと日頃考えているので、そのあたりを書きたいと思っている。ご批判いただきたい。

本シンポジウムは、2時間の設定の中で、過去、現在、未来を見据えての講演がなされ、会場の参加者との十分なディスカッションの時間をとることができなかったが、上記のディスカッションを以てまとめて代えさせていただきたい。



I. 新しい看護の科学への挑戦 —人間科学としての看護学の構築—

池川清子

A. はじめに

「赤十字看護」が、人道、中立、奉仕、世界性といった赤十字の理念によって立てられ、組織や地域さらには国境の壁を越えた地平につながっているという感覚は、言いようのない自由な雰囲気をお我々に与えてくれる。しかし、こうした地平に我々が立ち続けることの難しさを知っているのも事実である。激しく変動する現在社会のニーズに応えるための変革は、それほど容易なことではない。今回私は、このシンポジウムで主題化されようとしている「赤十字看護とは」というテーマを、ただ単に赤十字の問題としてではなく、現在わが国の看護教育や実践活動にとって極めて重要な課題である看護学の方法論的確立という観点からいくつかの提言を試みたい。

B. テオリアの科学からプラクシスの科学へ

21世紀を迎えた現在、科学や学問の世界が大きく変貌しようとしている。そういった諸科学の変化を最も単純化してみると、科学的な枠組みそのものが、単純系から複雑系へ、理論志向から実践志向へ、さらに科学的知から実践知へと移行している姿を読み取ることができる。いわゆる〈テオリアの科学からプラクシスの科学へ〉という学問の流れが見て取れる。つまり知識・理論優位の学問からプラクシス、つまり実践重視の学問へとという動向を示したものである。

「赤十字看護」の伝統が実践にあることは自明の事実である。その中であっていち早く看護教育の高等教育化をはかり、看護学の体系化に取り組んできた日本赤十字看護大学を中心とする赤十字看護大学群の存在は、看護学の人間学的基礎づけを

志向するこれからの看護学の発展にとって、ある方向性を指し示す可能性を予感させるものである。

近年、看護の高等教育化が急速に進展する中で、看護学の知識・技術の集積も急速に整いつつある。しかしながら、こういった研究成果を看護学として体系化するという志向性が弱かったため、個別科学としての看護学の学問的基盤を軟弱なものとしている。言い換えると、看護学における原理と方法を論じる学問的方法論の研究が十分になされてこなかったと言えるのではないだろうか。

C. 学問的方法論をめぐって

一般的に「方法論」という言葉によってわれわれが了解している事柄は、人によってかなりの違いがある。そこで改めて学問的方法という場合の「方法論」というものが、単に方法（メソッド）や手続き、または研究技法と同じではないということを確認しておきたい。

学問的方法論というものは、大別すると三つの次元に区別されている。第一は、実際上の手続き、例えば実験や調査のやり方やデータの処理法などである。第二の次元は、狭義の認識論の問題であり、例えば理論の理論構造、帰納法や因果性や確立の意味などが取り扱われる。これに対して、第三の次元としては、存在論的な次元があげられる。つまり知る主体と知られる世界とのあいだの存在関係、要するに、科学的にもものを知るとは人間のいかなるあり方なのかという問題である。こうした意味での「方法論」は、とりわけ人間的な実践分野において鋭く問われなければならない。というのは研究対象への関わり方、見方、捉え方次第で、われわれの看護実践や看護研究における問題意識の所在、枠組みの組み立てなどあらゆる過程が規定されてくるからである。

看護学的方法論的吟味を始める手がかりとして、まず看護学のパラダイム（思考の枠組み）の問題について考えてみたい。表1に示したとおり、科学的パラダイムと実践学的パラダイムとは、「視座の捉え方」「記述の仕方」「概念形成」「重点の置き方」「使い方」そして「組み立て方」において、それぞれ異なる枠組みで成立していることに気づかされる（表1）。

看護は現代医療の一端を担うという位置づけの中で、ともするとその専門性と学問分野とを自然科学的パラダイムに求めてきた。しかしながら、それは看護の現象を科学的知識のみで体系づけようとする試みに他ならない。ホリスティックに人間を見ていこうとする看護の研究においては、それだけではどうしても不十分である。看護実践にとっては、科学的パラダイムからは排除されがちな主観性、状況、脈絡、意味や価値などが、むしろ重要で不可欠な構成要素であるからである。看護学が実践学的視点から現代社会のニーズに即応し、人々の健康問題や看護ケアに取り組むためには、従来からの主観的経験主義と客観的科学主義への囚われから自由になることをとおして看護実践の構造を解明すると同時に、科学的思考と実践学的思考を融合させた人間科学に基礎付けられた看護学の学問的方法論の確立が急がれる所以である。

D. 実践知としての看護学

看護学は元来人間の生と死に深く関わり、どのような時代にあっても人間の福祉実現、健康回復への支援という価値の実現にかかわる行為（実践）として存在してきている。看護実践は、看護者自身が対象者の呼びかけに応答するものとして、自らを活用するという人間の創造性に根ざした行為であり、そしてまた対象者との関わりの中で、新

表1. 科学と実践学の相違

	科学的パラダイム	実践的パラダイム
視座のとらえ方	客観性 観察－測定可能	経験主義的一主観的 形而上学的
記述の仕方	数量的	質的または質・量併せた形
概念形成	一般化可能	状況、関係の
重点の置き方	事実－データ	意味づけ
使い方	技術的、知識の妥当性を証明、現行知識の拡張	伝統にとらわれない (新しい理論、発見、新しい知識)
組み立て方	パラダイムから離れない	パラダイムを超越する

ジーン・ワトソン著、稲岡文昭他訳：ワトソン看護論 人間科学とヒューマンケア、医学書院、1992、p27より引用、修正

しい状態（よく生きられる状態）を創造していくことである。それは科学的知見と実践をとおして体得した知、つまり実践知とを統合させた行為であるといえる。実践においては、対象者と対峙し客観的に観察し分析することと、対象者とのかわりの中で、間主観的に相手の体験している世界を了解することを基に判断し行為することが求められている。

自然科学を範とする看護の科学的エビデンスはこれまで多くの研究者によって積み重ねられてきた。しかしながら、看護学の体系化の核となる看護の本質と看護学が医学をはじめとする諸科学から区別される学問的方法論とは、研究者が実践の外側に身を置いて考える科学的態度ではなく、看護実践の中で経験を分かち合っている中で生み出された知識（実践知）に価値を置く態度から生み出される。

看護の実践知は、科学的に“認識された知”に対して、われわれが“生きられるもの”を理解する時に現れてくる知を意味している。看護という極めて日常性を基盤とする実践において、科学的に“認識されたもの”、例えば環境条件や身体機能の変化（医学的データ）が示す病人の状態と、病人が体験している苦痛や苦悩との間には大きな隔りがある。“生きられるもの”とは、看護者がそういった病人に向かっていく時に感じ取っているところのもの、そのもののことである。

この“生きられるもの”を記述する方法として、今日多くの研究者たちが「現象学」に着目している。しかし、ここにも落とし穴があって現象学的アプローチと銘打った看護研究の多くが陥っている過ち、すなわち現象学的研究の成否を決定づける「現象学的記述」の方法をつかみ損ねることである。現象学的記述は単なる研究技法ではない。今回は紙面の関係で、その前提である「現象学的態度」について述べるに止めることをお許し願いたい。「現象学的態度」とは、先に方法論に関して述べた第3の次元に属する事柄であり、まさに、知る主体と知られる世界とのあいだの存在関係、要するにありのままに人を知るとは人間のいかなる在り方なのか、という問題であり、研究者自身の世界観、看護観、死生観などが問われることを意味している。

一般に科学的研究が具体的ことがらに潜む一般的特徴を明らかにしようとするのに対して、現象

学的研究は、このような抽象化ないし一般化によっては明らかにされないひとり一人の人間、しかもある状況に置かれた具体的人間のありようの記述を試みようとするものである。すなわち、現象学的記述は、「個人を超えた本質にまで到達しようと試みる」ことに他ならない。

E. 伝統に培われた赤十字看護の意味（結びにかえて）

赤十字看護の伝統がわれわれに教えている看護の原点は、看護師は公私を問わず、いかなる場所、いかなるときでも人命救護のために差し向けられているのだという強い使命感ではないだろうか。この使命感を具体化する看護実践と技の伝統が今日の看護や看護教育の礎を築いてきたことは周知の事実である。

川島は、戦後の看護教育改革に端を発する赤十字看護は強い実践志向の基に「知ること」よりも「できること」に重点を置いた教育がなされていたと述べている（川島，2005）。あくまでも病人の苦痛や悲哀に寄り添って、手立てを優先する看護の伝統が生まれてきたものと考えられる。こういった優れた実践の中から優れた理論（実践知）が生みだされる事は言うまでもない。これこそが人間学的看護学が志向する「行動しつつ考える」という方法論の先駆けであったと考えられる。

今日、現在の赤十字看護に課せられた責務は、先人たちが実践してきた看護が何であったのかを明らかにし、そういった看護実践を構成する諸要素を手がかりとして、新しい看護実践モデルへの可能性を探究することが急務だと考える。

文献

川島みどり・村松静子（2005）. 未来を拓く看護 - 実践に価値を置く心と技の伝統から - . 日本赤十字看護学会誌, 5 (1), 14-18.



Ⅱ. 過去から未来へ—看護教育と実践力の知的統合—

中村美知子

A. はじめに

日本赤十字中央女子短期大学（以下、日赤中央女子短大）の助手になって間もない頃（1980年）、日赤中央女子短大90年史編纂に参画する機会を得た。諸先輩から、日本赤十字社の看護教育は歴史と伝統があることは聞いていたが、それを機に開学当初からの大切な資料を発掘し、教育内容を歴史的にたどる時間を得たことは、貴重な体験であった。日本赤十字社が看護教育を開始してから一世紀以上経た現代、また新たな改革の時代を迎え、教育・医療現場がめまぐるしく変化している。

B. 歴史の意味するもの

明治期は文明開化の時期で、近代教育制度が始まり、教育によって国を立てるという理想に燃えていたといわれている。1872年（明治5）学制の発布によって徐々に女子の高等教育も始まり（海後宗臣ほか、1973）、看護教育は1885年（明治18、有志共立東京病院看護婦養成所）から本格的に始まった。日本赤十字社の看護婦養成は、1890年（明治23）4月開始し、1年半の教育のあと、2年後に卒業生（1・2回生）を輩出した。第1回生は10名であり、佐野常民社長は卒業生への挨拶で、「諸氏の善良なる行為は、永く本社看護婦（ママ）の模範として大いにその榮譽を後世に伝えられるが、もし之に反してひとつの悪例を作れば、必ず後進の看護婦を誤り終身その汚辱を遺すことにな

る」と述べている。当時、1年半で修了するものの、2年間の看護業務につくことが義務付けられた（日本赤十字中央女子短期大学90年史、1980）。1893年（明治26）に“養成規則改正”があり、2ヶ月以上の生徒候補生制度を設け品行を見定めてから本試験を行い、修学年限を3年半とした。これは、“善良で知的な看護師”の養成には、十分な時間が必要であることを意味している。日本赤十字社は看護師の教育のために、1896年（明治29）独自の教本を日本赤十字社編纂「看護学教程」として出版して全国の養成所で使用した。さらに、1898年（明治31）に日本赤十字社は「日本赤十字社看護婦訓誡」を示し、これは佐野社長がそれまでの式辞・演説で説いた看護教育・看護職に対する指針で、日本赤十字社の看護職としてのありようを示したものであった（日赤中央女子短大史研究会、1998）。最初の教本「看護学教程」でも十か条として触れていたが、1904年（明治37）に従来の学科目に加えて「看護婦訓誡」の講義が加わったことにより、かなりの意味があったと考えられる。その項目は図1のようである。

C. 日本赤十字社の教育理念と倫理性

「看護婦訓誡」の趣意は、日本赤十字社の看護師としての姿勢であり、その内容は「慈愛にとみ親切であること、不屈の精神を持つこと、規則を遵守すること、温和で患者の慰安に努めること、

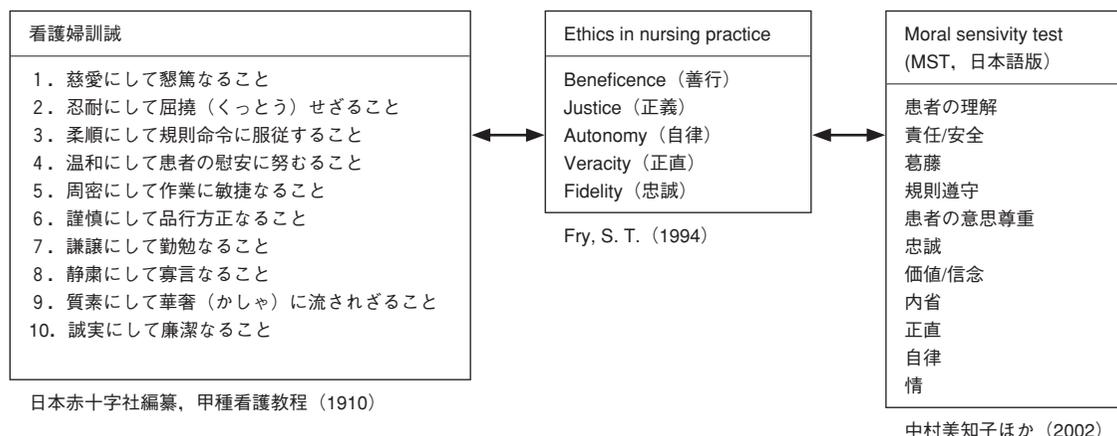


図1. 看護婦訓誡と倫理

周密にして作業に敏捷であること、慎重で品行方正であること、謙虚で勤勉であること、冷静で沈着であること、おごらず慎ましく派手に飾らないこと、誠実で清廉潔白であること」などであった。これは、明治の開学当初から昭和前期までの日本赤十字社編纂の教本に一貫して示されている。看護師の倫理性（Fry, 1998）や筆者らの臨床看護師の道徳的感性（2002年）の調査結果（中村他, 2003）と照らし合わせると関連が深く、百年余以前の日本赤十字社の看護教育指針は精神的ありようを強調しているものであることがわかる。

D. 伝統と継承

“統”はひとつにまとめ治めることであり、系統・伝統・血統に用いられているように、長い歴史を通じて培い、伝えられてきたものである。特に、伝統は長い歴史を通じて培い、伝えられてきたものの中心となる精神的なあり方を伝えるものである（広辞苑）。前述の通り、日本赤十字社が養成所を開設した当初（明治～昭和前期）は独自の教本を編纂し、独自の教育をしていた。これは、日本赤十字社が看護教育内容・看護実践力を後世まで受け継いでいくために、早期から教育方針を示し、教育方針にもとづいた看護実践・社会的貢献を論述していくための基盤づくりを行っていたと考えられる。看護教育・実践力の“伝統”は、一朝一夕に培われるものではなく、その後115年もの間に培った日本赤十字社（学園）の教育・実績の積み重ねであり、言語で表現しなくとも精神的基盤をもとに教育・実践で示してきたと考えられる。教育・研究成果によって“伝統”を継承していくためには、教育・研究のレベルによって支えられ、実践力が“質”を支えることになる。一方、多くの学問が調査や実験した成果を論文（文書）によって伝えてきたように、日本赤十字社の看護学ならびに看護実践力は、受け継いできた教育方針、看護実践方法、実践成果、社会的貢献を論述することによって価値を示し、後世へ教育内容・実践力の“質”を引き継いでいくことができると感じている。そのためには、今までの看護教育・実践力の歴史的意味、価値を十分に吟味して正確に継承できる人材の育成こそが重要な鍵を握っている。

E. 教育・実践は個性化の時代

20世紀は戦争の時代といわれ、没個性が求められた時期も少なくない。その時代を経て、21世紀は個性化の時代といわれている。第2次世界大戦後のわが国は欧米の影響を受けながら、教育改革（新制大学発足など）や制度改革（保健師・助産師・看護師法制定など）がなされてきた。現在までには看護教育制度も大きく変わり、看護系大学が120校を越え、少子・高齢化の影響もあり、2007年までには受験者の全員が入学できる大学全入時代を迎えるといわれている（日本経済新聞社説, 2004）。また行政改革により、市町村合併、会社・病院の合併、大学の合併がすすんでいる中で、個性的で魅力的な看護教育や病院経営が求められているため、今後新しい看護学の“質”の良い教育内容、実践力を追求しなければならない。伝統に根ざした精神や実践力こそ、現代人が望む看護教育・実践内容であるならば、受け継いできた看護は“良質”である証であり、これを見直すことで時代にあった意義や価値が理解できると思う。日本赤十字社（学園）は、すでに多くの看護学士、修士、博士を取得した人材を生み出してきている。100年余の多くの人材の“伝統的な知と実践力”を統合することによって、新たな日本赤十字社（学園）の精神に裏づけられた看護教育・看護実践力の再構築が可能であり、今後も看護界に及ぼす影響は大きい。

F. 過去から未来へ

21世紀は、個性的で創造性のある豊かな生活を期待する人は多い。わが国は少子・高齢化の問題を抱えているため、今後健康・福祉問題に精通した“良質”の専門職が生き残っていくと想像できる。明治期や第2次世界大戦後の欧米文化の模倣を重視してきた時代から、さらに一歩進んだ個性・独自性が求められる。前述のように全国の大学も全入時代を迎え、看護教育・実践内容は欧米型から日本型へ、さらに日本赤十字社型が求められるのは言うまでもない。日本赤十字社の看護教育・実践が更に“良質”と評価され、社会の人々の期待を受け続けられるためには、以下の事柄が必要であると考えている。

①日本赤十字社の看護教育・実践の基本理念・精神は、一朝一夕に出来たものではなく、長年培っ

てきた看護教育・実践の証であり、日本の看護教育・実践にとって大切な宝物である。すでに行ってきた看護教育・実践の“質”を支えるものであり、今後の看護教育・実践の礎になるといえる（質の高い看護教育・実践力）。

②専門職としての良否は、専門職者による評価から、受け手の人々の評価によることが多い。医療界も、医療者の評価から、患者の評価へ変化しつつある。看護教育・実践の“質”の評価は、受け手が教員・医療者・病院を評価するため、学生や患者からの評価が教育・実践力の“質”を継承できる鍵を握っている。看護職者は、受け手のニーズを早期に把握し、時代にあった情報の提供と良質な医療・看護を提供するために日ごろから知性・感性・柔軟性を養っておくことが必要である（柔軟な思考・姿勢）。

③組織を構成する要素は、そこに所属する人材の能力だといえよう。旧来、看護業務の改善は、人手不足を理由とすることが多かった。また、組織の理念のみに依存し、個人の理念を求める機会は少なかった。本来、看護教育・実践の“質”は、そこを構成する一人一人の理念・思考力と実践力の集積であると思う（理念・思考力・実践力の集積）。

文献

Fry, S. T. (1998). 倫理の概要. インターナショナル・ナーシングレビュー, 21 (5), 18-25.
海後宗臣・学制百年史編集委員会 (1973). 学制百年史. 文部科学省白書等データベースシステム.

中村美知子他 (2003). 臨床看護師の道徳的感性尺度の信頼性・妥当性の検討. 日本赤十字看護学会誌, 3 (1), 49-58.

日本経済新聞社説「大学全入時代」へ競争条件を対等に. (2004年, 8月5日). 日本経済新聞社.
日本赤十字中央女子短期大学90年史 (1980). Y資料編, 2-4.

日赤中央女子短大史研究会 (1988). 日本赤十字看護教育のあゆみ. 蒼生書房.



Ⅲ. 地域社会に応える“医療ブランド”赤十字病院をめざそう

全国の赤十字病院は、患者さん・ご家族にとってやさしい、また、災害時にも活動している病院として、地域の信頼を得ていると思います。また、私は、熊本県看護協会の会長を2年間だけ務めました。その時も、協会本部や各都道府県の看護協会の様々な活動を支えあてにされている赤十字の看護職、というものを感じました。

しかし、少子高齢化はすすみ、病院環境の変化の激しさ、昨年成立した国民保護法による有事の際の医療救護の指定機関となったこと、そして、今年3月末に本社から「赤十字病院機能評価」による自己点検項目が提示されるなど、病院として、赤十字として、検討されなければならない課題はたくさんあります。このようなことをふまえ、私

高島和歌子

たちの赤十字病院は、地域によっては「日赤ブランド」と言われることもあるこれまでの実績を大切に、これからも変化する医療環境や地域ニーズに応える赤十字病院をめざそうということで、このタイトルと致しました。最初に、熊本赤十字病院についてご紹介します。

日赤熊本の強みは、日赤熊本の4施設（病院、支部、血液センター、健康管理センター）が同じ敷地にあることで、赤十字としての活動がしやすい、人事交流やコミュニケーションが促進される、そして、熊本が日本赤十字の発祥の地という全職員の自覚が活動を活発にしています（表1）。

病院機能は、表2のとおりです。年間5万5千人の救急患者を受け入れています。昨年末より県

の小児救急医療拠点病院となりました。医師の研修については、プライマリーケアのできる医師の養成を目指しています。

また、県の基幹災害医療センターであり、赤十字の国際救護拠点病院の1つです。災害用特殊救護車をもっており、沖縄サミットをはじめとして、地域・国内の災害救護に出動しています。

“ERU”緊急対応ユニットの中身もどんどんグレードアップしています。“県内公的病院ネットワーク”は阪神淡路大震災の後、救護に出かける熊本日赤職員をマスコミでみた県内の大学病院をはじめとする公的病院の、「災害のときは、自分たちも赤十字のように協力し合って活動したい」という声のもとに、県下36の公的病院の災害時ネットワークができました。救護班が作られ、年に数回の研修会・合同訓練が行われています。“AED(自動体外除細動器)を設置”については、医師・看護師だけでなくコメディカル・事務職員も、研修により取り扱い方法を知っています(表2)。

看護体制は、全病棟2交替制です。外来・病棟の看護の一元化を行い、看護の継続に努めています。

人材育成については、以下の通り力を入れております。臨床看護師、救護看護師、看護管理者の

育成について具体的に説明します。

まず“個別性・継続性のあるケアを提供できる臨床看護師”の育成をめざします。入院患者の高齢化はすすみ、病棟では急性期看護と介護が必要です。在院日数はどんどん短縮し、プライマリーナースとして、短い入院期間にどれだけ介入できるかが課題です。したがって、「IC能力」「身体的・精神的機能低下をふまえた観察と生活援助能力」「優先度を考慮し、他の業務による中断等複雑な状況に対応できる能力」などの能力が必要です。第2に“社会性とグローバルな視野を持つ救護看護師”の育成をめざします。4年目以上になると、救護班要員として、災害救護訓練、県公的病院ネットワークを生かした大量傷病者受け入れ訓練参加、看護師長・係長は他病院の災害訓練の評価に出かけます。

国際救護要員の育成については、語学学習者への支援、4ヶ月の英語集中コース受講、配置部署の考慮を行っています。救護要員育成、救護のありかたにおける課題は、計画・評価は主に医師が行いますが、被災地ニーズを捉えた中期・長期の保健・医療に関する計画・実施・評価のできる地域看護的視野を持つ保健師や経験豊かな看護職をいかに育てるかです。また、災害直後に活動できる厚生労働省の構想するDMAT(Disaster Medical Assistant Team)のような救護班をどのように赤十字の中で構成していくかです。

第3に“情報発信・課題解決のできる看護管理者”の育成をめざします。そのため、赤十字研修センターへの派遣、県看護協会のファースト・セカンドレベル受講を奨励し、師長・係長を自治体・法人病院へ出向させ、職場風土のちがう所で管理力向上の機会としています。また、看護大学3年次編入・大学院進学の学費支援と休職制度があります。

さて、それぞれの赤十字病院は、地域からの信頼もあり、特に看護職員等の教育もきちんとされていると思いますが、あらためて「赤十字病院として、地域社会に応えるために」と項目をあげてみました(表3)。

①医療の安全を確保する：当院では4月に看護副部長の1人が病院全体の専任リスクマネージャーになりましたので、現場の問題を組織横断的に早く解決することが可能となりました。

表1.“日赤熊本”の強み

- | |
|---|
| ① 4施設(病院、支部、血液センター、健康管理センター)が同じ敷地にあり、赤十字活動がしやすい |
| ② 人事交流、コミュニケーションが促進される |
| ③ “日本赤十字社の前身「博愛社」発祥の地”の自覚が活動を活発にする |

表2. 病院機能

- | |
|------------------------------|
| ● 20の診療科 |
| ● ベッド数 480床 |
| ● 1次～3次の救急医療 |
| ・ 年間救急患者受け入れ5万5千人 |
| ・ ドクターカーによる患者受け入れ・搬送 |
| ・ ヘリポート設置による患者受け入れ |
| ・ 熊本県小児救急医療拠点病院 |
| ● 管理型臨床研修指定病院 |
| ● 在宅サービスステーション |
| ● 災害医療、国際救護 |
| ・ 熊本県基幹災害医療センター |
| ・ 赤十字国際救護拠点病院 |
| ・ 災害用特殊救護車 |
| ・ ERU |
| ・ 県内公的病院ネットワークによる災害救護協力体制の整備 |
| ・ AED(自動体外除細動器)の設置15ヶ所 |

表3. 赤十字病院として地域社会に応えるために

- ①医療の安全を確保する
- ②病院としてのサービス向上に努める
- ③赤十字の役割を全職員が理解している
国民保護法
赤十字7原則、ジュネーブ条約
「赤十字病院機能評価」の研修
- ④少子高齢社会に対応する地域の保健教育を開催する
- ⑤メディアへのアピールを促進する

②病院としてのサービス向上に努める：今は、病院全体として患者サービスや地域サービスをどのように考えているかが問われます。待ち時間、病院までのアクセス、駐車料金、清掃、食事、職員・ボランティアの応対等の苦情・ご意見がご意見箱にたくさん入っています。残念ながら、病院全体でこれらの意見・苦情について検討しようという動きは弱いように感じます。

③赤十字の役割を全職員が理解している：昨年成立した「国民保護法」での有事の際の医療救護の指定機関になっており、赤十字7原則やジュネーブ条約については、赤十字に勤務する全ての職員が理解しておくことが必要となります。また、本社から示された『赤十字病院機能評価』の自己点検項目に沿って、自分たちの病院が赤十字らしい活動をしているか、検討・改善していくことも必要です。

④地域の保健教育を開催する：地域に出かけていく機会は3大講習がありますが、熊本の場合、支部をとおしての受講希望者は年々減少しています。家庭看護法はヘルパー養成のために行われ、幼児安全法は少子化のせい、やはり受講者は少ないのが現状です。一方で国内エイズ患者の増加、若年妊娠や虐待例が増加しています。若者向けの相談室の開催により、エイズ予防や性の悩みに対応することも必要でしょう。

⑤メディアへのアピールを促進する：日赤熊本では、救護派遣のセレモニー、高校生1日看護体験、5月12日の献花祭をはじめとする日赤熊本内でのイベントについて、新聞等のマスメディアに向けて、積極的にお知らせして、取材をたくさん受けるように努めています。これらは、赤十字への理解、義援金やボランティア募集に繋がります。

最後に、“地域の中の医療ブランド赤十字病院をめざそう”についてお話しします(図1)。今年

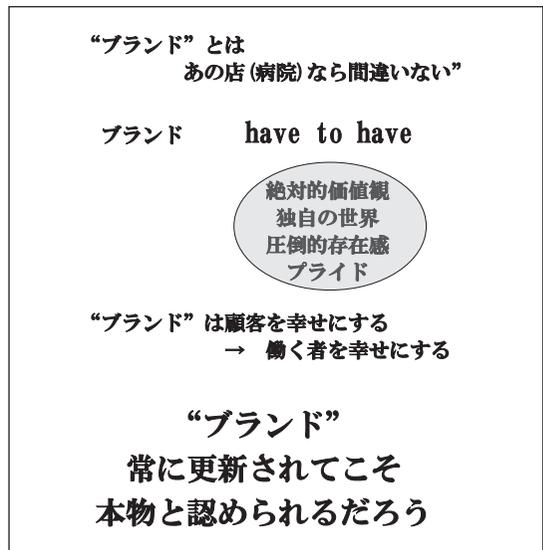


図1. 地域の中の“医療ブランド赤十字病院”をめざそう

1月に福岡で開催された経営シンポジウムのテーマは「ブランドに何ができるか」でした。参加して、ブランド性とか良い評判は大事にしなければならないと思いました。また、先ごろ出版された『コーポレート・レピュテーション』の書評には、ブランド性や評判は企業の無形財産であると書いてありました。

ブランドとは、俗に、あの店(あの病院)なら間違いないという信頼。経営シンポジウムでは、なぜか、そんなところは、職員の応対もすばらしい、また、トイレもきれい、という話も出ていました。ブランドは、絶対的価値観、独自の世界、圧倒的存在感、そして、プライドをもっていないてはならない。ブランドは、その商品、そのサービスを買う、利用する人を幸せにする。また、そのような顧客をみて、働く職員も幸せを感じる…ということになります。

私たちの赤十字病院が本物のブランド病院となるためには、今までの歴史や実績に満足することなく、常に自己評価し、更に病院機能の充実を図り、時代や地域からの要請に応じていくことが重要と考えます。



Ⅳ. 赤十字の看護の発展に向けて

浦田喜久子

今回のシンポジウムのテーマであります「今、改めて問う赤十字の看護とは」は、日本赤十字社の看護部長である私にとりまして、最も重要な課題です。それは、これまでの歴史をどう継承し、どう発展させていくかに責任を負っているからです。日本赤十字社は、組織として約130年、看護師養成事業については115年の歴史を有しています。この歴史からなにを学び、なにを残し、なにを変化・発展させていくのか、赤十字看護事業の戦略をたて、実践していくことが必要です。

まず、赤十字の看護を考える前に、看護を提供する人材の育成、つまり看護師養成の歴史を紐解いて見たいと思います。日本赤十字社は、明治23年から救護看護師の養成を開始いたしました。その目的は、戦時救護と災害看護ができる救護看護師の養成でした。創設期は、まだ社会において看護師は低い地位にあり、専門職としての教育もなされていない時代でありましたので、資質の高い看護師養成のために大変な努力がなされています。「篤志看護婦人の会」を発足し、有栖川宮妃殿下をはじめ、有志の貴婦人らが自ら看護を学び、看護の仕事の尊さを身を持って示し、看護師養成に直接尽力しました。また、学校教育には、F・ナイチンゲール看護学校より養成規則やその他看護教育に必要なものを取り入れ、教育の二大目標を「人間形成(赤十字人づくり)」と「専門職業人」として、看護教育を行っています。看護技術や赤十字事業はもちろん、他の学校にはなかった修身や体操、唱歌、裁縫などの教養科目の設置や赤十字の精神が日常生活にも生かされるよう寄宿舎生活を義務づけるなど、赤十字の人づくりに力が注がれたことが窺えます。また、看護婦外国語学生制度や、社会看護婦、看護婦長候補生の教育など、当時他にはない制度を先見性を持って創設・実施しています。これらのことが今になってどれだけ看護師の資質及び看護の質の向上に貢献してきたか、はかり知れません。

以上のことを振り返ってみますと、先人たちは、常に、①先見性を持って、どのような状況の中でも②開拓・創造し、組織の理念を実現できるよう③赤十字人としての人づくりに力を入れ、求める

最高の質を確保するため、④確実な実践力を培ってきました。私は、この4つのことは、赤十字の看護の歴史から学ぶこととして、これからも受け継いでゆかねばならないことと考えております。

平成10年より、医療の高度化・専門分化、看護学の向上等に対応するため、より質の高い看護師養成の必要性から看護専門学校から大学における高等教育への移行を目的として看護教育施設の再編成を進めています。現在、看護教育施設の設置状況は、専門学校22校、助産師学校1校、日本赤十字が養成委託している学校法人赤十字学園が運営する看護大学5校(3校が大学院を併設)、短大3校となっており、平成19年には専門学校が17校になる予定です。大学に移行しても、本来、赤十字が看護師を養成する目的を見失わず、建学の精神である「人道」の精神をカリキュラム全般に生かし、赤十字人としての人づくりと国内外で活躍できる看護専門職者としての育成が重要です。そのために、昨年度から本社において大学・短大の先生方と赤十字教育の検討を行っております。ここでは、赤十字概論や災害看護論、日本赤十字社救急法、国際看護論など赤十字に関する科目とともに、災害救護訓練、ボランティア活動など体験学習等から学ぶことの重要性と赤十字教育の充実のための方策等について具体的に検討いたしました(表1、2、3、図1)。

特に、赤十字は、世界的な組織であることを考

表1. 赤十字看護大学・短大における赤十字教育

赤十字看護大学・短大における赤十字教育とは、赤十字の基本理念である「人道」を理解し、その実践を日常化し、将来、赤十字の基本原則に基づいた看護実践や国内救護及び国際協力・救援等の活動ができる基礎的能力を養う教育である。

表2. 赤十字看護大学・短大における学科目

赤十字科目とは、赤十字教育を中心として構成される4つの学科目群である。

- * 「赤十字概論に総称されるもの」
 - * 「災害看護論に総称されるもの」
 - * 「国際活動に総称されるもの」
 - * 「日本赤十字社救急法・家庭看護法・水上安全法・幼児安全法」
-

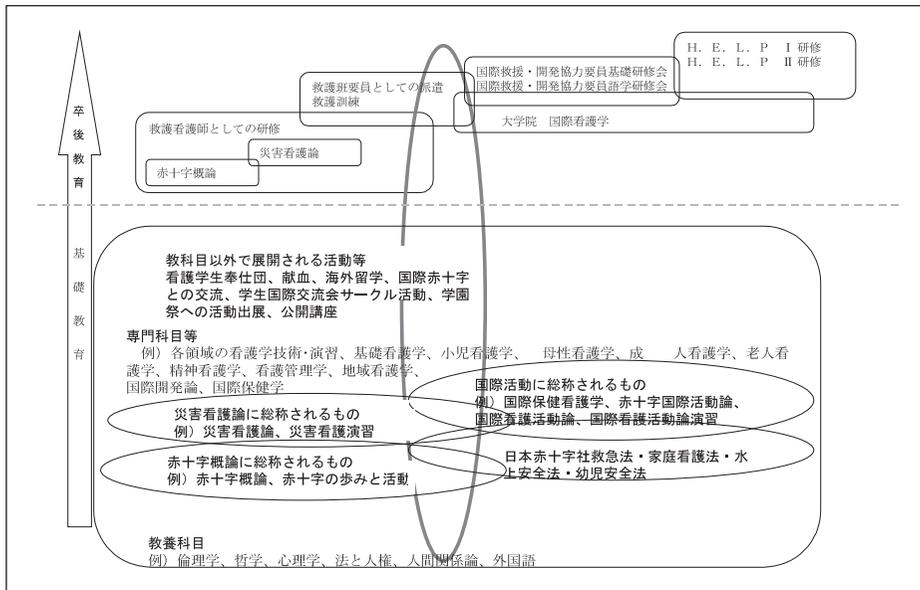


図1. 赤十字教育のイメージ

表3. 課外活動等の授業以外で展開される赤十字教育

- * 赤十字教育においては、授業科目以外のボランティア活動等、学生生活の中で実施されている諸活動も重要なもののひとつである。
- * 赤十字の理念の具現化は日頃の実践活動を通して経験される。特に、学生自らが赤十字の一員として赤十字事業に参加することの意義は大きい。

え、国際的な視野を持ち、国際活動ができるような人づくりが重要であることが強調されました。このことは、平成16年度の「日本赤十字社の今後

のあり方に関する有識者調査（日本赤十字社に対する国民の意識と今後の対応に関する研究会：代表 京極高宣）」において、赤十字看護大学・短大及び看護専門学校の今後のあり方、方向性について、「国際的な保健活動への取り組み」、「看護学生によるボランティア活動」に期待する意見が5割を占めたことから、赤十字に対する社会からの期待と一致します（図2）。

また、最近の看護に期待されるものは、人々の権利を尊重した、確かな技術に基づく安全、安

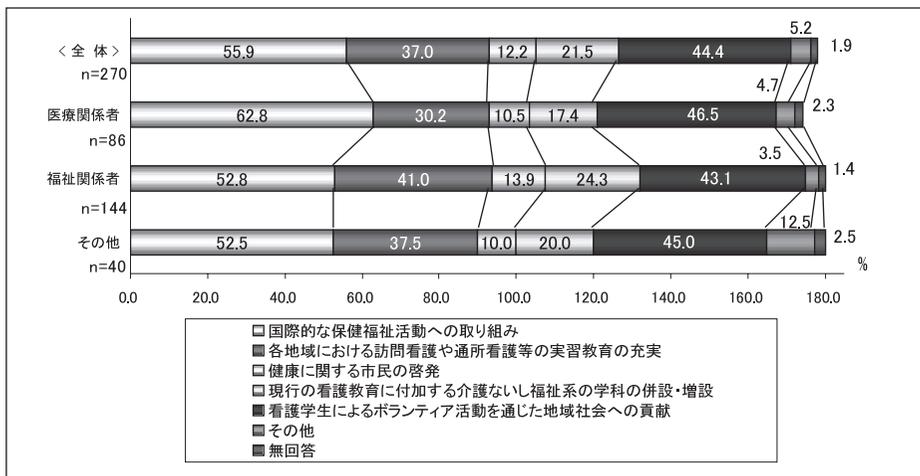


図2. 「日本赤十字社に対する国民の意識と今後の対応」意識調査

(日本赤十字社に対する国民の意識と今後の対応に関する検討会：代表 京極高宣氏)

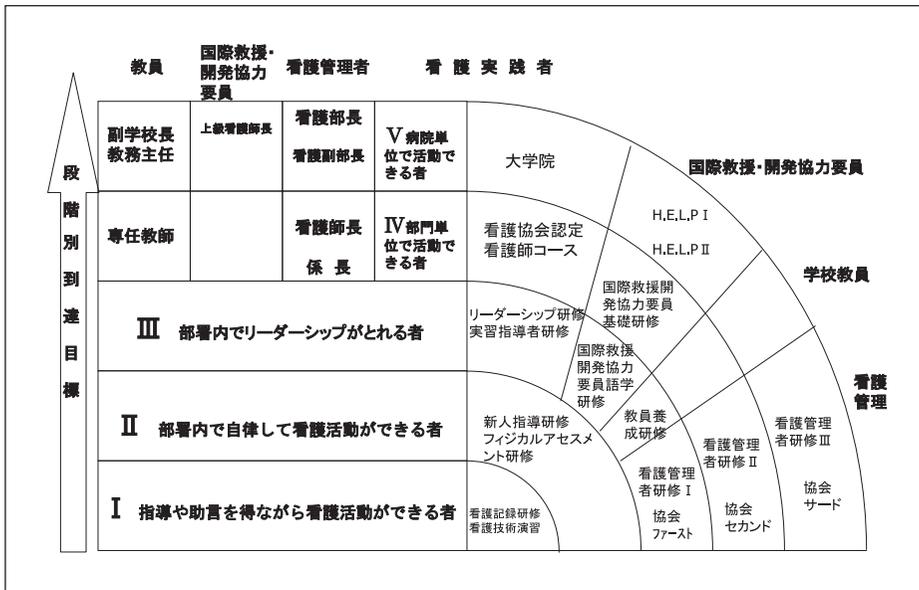


図3. 段階別到達目標と階層別研修のイメージ (案)

楽な看護の提供であり、国も重要課題として取り組んでいます。しかし、顧みますと、このことこそ赤十字が最も基本として教育してきたことであり、またこれまで、赤十字の看護が信頼されてきた所以であろうかと思えます。私どもは、改めてこのことを再認識、あるいは、意識化して教育または看護実践を行っていく必要があると考えます。

そういった意味で、本社看護部では、昨年度より、「赤十字の看護師の看護実践能力向上に関する方策」を検討しております。赤十字の看護師一人一人が「赤十字の看護」といえる看護が提供できるような仕組みを作りたいと考えています (図3)。この検討会には、日赤看護大学の先生方にも委員になっていただいております。これは、大

学の持つ蓄積・研究された知識と実践の融合を図り、EBNに基づく看護の提供を促進するためです。赤十字は現在、5つの大学の他、既述の教育施設を有しています。このことは、赤十字にとって大きなグループメリットになり、医療施設と教育施設におけるユニフィケーションをすすめることが、両者ともに質の向上を図っていくことになっていくと思っています。また、幹部看護師研修センターに、本年より看護部長職に必要な研修を追加いたしました。幹部の養成は、将来の赤十字のありようを左右する大変重要な教育です。赤十字の看護を発展させていくことの出来る管理者を育成したいと思っています (表4)。

最後に申し上げたいことは、赤十字全体の連携を強化することによって、それぞれの力を終結し、

表4. 看護管理者研修の教育目的

看護管理者研修 I
看護係長としての責務を認識し、組織的看護サービスを 追及できる組織作りのための能力を拡大する
看護管理者研修 II
組織の理念を具現化した組織づくり・組織運営のために、 看護師長の役割を独創性・創造性をもって遂行できる実 践力を培う
看護管理者研修 III
赤十字の理念を基本とした組織の発展に寄与するための 高い看護管理実践力とトップ・ネージャーとして魅力あ る幅広い人間性を培う

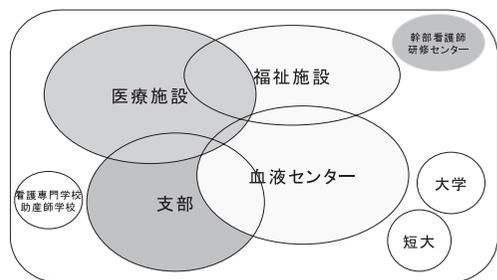


図4. 赤十字のグループメリットを活かした
質の高い保健医療福祉サービスの提供

更なるパワーを強化し魅力あるものとしていくことです。赤十字が持つ医療施設、福祉施設、血液センター、支部、教育施設には、約3万人の看護師が働いています。現在は、保健・医療・福祉の連携の時代と言われ、一体の方向へと進んでおります。赤十字の看護師が一致協力していけば、かつて赤十字が時代のパイオニアとしての役割を果たしていたように時代の先駆者として役割を果たしてゆけるものと考えています。これからも、赤

十字の看護の強みを形づくり、社会にチャレンジし続けていきたいと思いません（図4）。

